

令和3年度



# 入園申込、教育・保育給付認定の手引



平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、認定こども園・保育園の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「教育・保育給付支給認定」を受ける必要があります。

## 申し込み受付期間

☆受付期間・・・令和2年9月1日(火)～令和2年10月1日(木)

☆提出先・・・市役所 子ども未来課 または 認定こども園、各保育園等

\* 幼保連携型認定こども園 聖ルカ幼稚園 (1号)

(仮称)幼保連携型認定こども園 今富そらのとり保育園 (1号)に

については、直接施設に申し込んで下さい。

◎「教育・保育給付認定申請書」に必要事項を記入し、必ず押印をしてください。

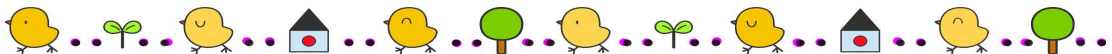
※転園を希望される方も記入して下さい。

◎「保育の必要性認定事由」に伴い、所定の申告書・必要な証明書を添付して下さい。  
(2号・3号のみ)

◎提出していただいた書類をもとに、「教育・保育給付認定区分」「保育必要量」を決定します。・・・下記参照

◎産休・育休明け、または出産予定等で、年度途中からの入園希望をされる場合は、必ず予約申し込みをして下さい。(産前からの予約が出来ます。)

※入園後2週間から1カ月程度、新しい環境に慣れるための慣らし保育の期間を設けています。



## 認定区分

| 教育・保育給付認定区分 | 対象となる子ども                         | 保育必要量   | 利用できる施設                                |
|-------------|----------------------------------|---|--|
| 1号認定        | 満3歳以上の就学前の子ども                    | 教育標準時間：4時間<br>浜っ子こども園：5.5時間<br>聖ルカ幼稚園：6時間<br>今富そらのとり保育園：6時間 | ・浜っ子こども園<br>・聖ルカ幼稚園<br>・(仮称)今富そらのとり保育園 |
| 2号認定        | 満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども | ※1 保育標準時間：最長11時間<br>※2 保育短時間：最長8時間                          | 認定こども園<br>各保育園等                        |
| 3号認定        | 満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども | ※1 保育標準時間：最長11時間<br>※2 保育短時間：最長8時間                          |  |

◆満3歳以上で保育の必要性が無い場合は、1号認定となります。(認定こども園)

◆今富そらのとり保育園は令和3年4月から幼保連携型認定こども園になる予定です。

※1：保育標準時間・・・保護者が(父母共に)1ヵ月120時間以上の就労

※2：保育短時間・・・保護者の父、母のどちらかが、1ヵ月48時間以上120時間未満の就労

◎申請内容に応じ、教育・保育給付認定・利用調整を行います。

## 保育の必要性を証明するために必要な添付書類



**対象者**【2号・3号のみ】

- ・ 児童の保護者
- ・ 65歳未満の同居の祖父母・・・※家庭状況調書を提出してください。

|   | 保育の必要性認定事由                   | ① 申告書、<br>必要（有・無） | 必要な添付書類                               |
|---|------------------------------|-------------------|---------------------------------------|
| 1 | 会社などに勤務                      |                   | ※就労証明書                                |
| 2 | 自営業                          | 有                 | 納品書または発注書の写し                          |
| 3 | 農業・漁業                        | 有                 | 納品書または発注書の写し                          |
| 4 | 内職                           | 有                 | ※就労証明書                                |
| 5 | 妊娠、出産                        | 有                 | 母子手帳の写し（表紙・予定日記載分）                    |
| 6 | 疾病、障がい（保護者）                  | 有                 | ※診断書<br>・ 障害者手帳の写し（心身または精神）           |
| 7 | 介護・看護（同居または長期入院している親族の介護、看護） | 有                 | ・ 障害の場合・・・手帳の写し<br>※病気の場合・・・介護、看護用診断書 |
| 8 | 災害復旧                         | 有                 |                                       |
| 9 | 就学                           | 有                 | 在学証明書または、合格通知書の写し                     |
| ◇ | 求職                           |                   | ※求職申告書（ハローワークの登録必要）                   |
| ◇ | 育児休業中                        |                   | ※就労証明書（休業中の日を必ず記入）                    |
| ◇ | その他                          | 有                 | ※児童発達状況表<br>市が必要と認めるもの                |

● ①申告書と※印の書類は市から配布します。



## 入園、教育・保育給付認定申請の結果通知について

- ◎「保育の必要性あり」と認められた方には、市から12月中旬に「支給認定証」を送付します。
- ◎利用する保育園等の決定にあたっては、保育の必要性の高い方から順次決定します。  
そのため、第一希望に添えない場合もありますので、ご了承下さい。  
希望に添えない場合、11月頃から連絡させていただき、調整します。
- ◎利用する保育園等の決定については、1月中に通知します。

## 保育料・副食費について



◎保育料について（決定通知の発送は4月中旬になります）

保育園・認定こども園等を利用する全ての3歳児～5歳児までの子どもと0歳児～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が、無償になります。

※聖ルカ幼稚園・今富そらのとり保育園に通う1号認定こども（満3歳以上で教育を受ける子ども）は、満3歳に到達した翌月から保育料が無料となります

◎副食費について

認定こども園・保育園等については、3歳児～5歳児の子どもは（一部の子どもを除いて）給食費（副食費 上限 4,500円）が必要となります。

※完全給食を実施している園については、別途主食費が必要となります。

\* 詳しい事は子ども未来課までお尋ね下さい。